

認定額を変更し平成〇〇年〇月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、本件処分により家賃料共益費が圧迫し生活扶助費の負担が増え生活が困窮するため、処分庁管内では1か月分の生活扶助費は、最低でも約〇〇円が妥当であり生活保護費の増額が望ましい旨主張する。

しかしながら、生活扶助費の額を定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は法令及び法令に基づく保護基準(以下「法令等」という。)に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている(最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年(行ツ)第14号)。

本件処分は、その額に誤りはなく、法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分は、審査請求人の障害基礎年金額の変更に伴い、保護費が変更決定されたものであるが、その手続に違法又は不当な点は認められない。

以上から、本件処分について何ら違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) また、審査請求人は、申請書の様式や外国人保護について主張するが、これは処分庁における生活保護制度等の運用に関するものであり、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではない。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年12月28日	諮問の受付
平成30年1月5日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月26日 口頭意見陳述申立期限：1月26日
平成30年1月11日	審査請求人から主張書面を受領
平成30年1月12日	第1回審議
平成30年1月30日	第2回審議

〇〇〇〇円（住宅扶助費）から〇〇〇〇〇〇円（障害年金）を収入充当した後の〇〇〇〇〇〇円を平成〇〇年〇月分の扶助額として本件処分を行っていることが認められる。

- (6) 以上のおお、本件処分については、上記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。
- (7) また、審査請求人の上記第2の1の(2)及び(3)の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。
- (8) したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子